

第3節 在宅医療と介護等の連携体制

1 在宅医療提供体制の整備

現 状

1 社会状況

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成27（2015）年には77.4万人となっていますが、平成37（2025）年には84.4万人と推計されており、今後も増加が見込まれます。

また、認知症高齢者の数についても、厚生労働省の研究班が平成27（2015）年に発表した認知症患者の推定有病率に基づいて推計すると、平成27（2015）年では11.8万人ですが、平成37（2025）年には15.6万人になると見込まれます。

急速な高齢化により、慢性疾患を中心とした在宅での長期療養や介護を必要とする高齢者が増加し、また、自宅等住み慣れた環境で過ごすことを希望する方は、今後更に増加していくことが予測されることから、在宅医療や在宅での看取りなどのニーズも更に増加することが見込まれます。

2 在宅医療の現状

在宅医療は、治療や療養を要する患者が、日常の生活の場において必要な医療を受けられるよう、医師等の医療従事者が患者の居宅等を訪問し、看取りまで含めた医療を提供するものです。

市郡地区医師会や中核病院等を中心とした在宅医療推進拠点が平成26（2014）年度までに25か所整備されています。

今後、在宅療養に関する医療技術の進歩等により、認知症高齢者や障害のある患者、小児、がん患者、ターミナルケア等在宅で療養を希望する者の増加やそのニーズの多様化が見込まれます。

地域における在宅医療と介護の連携体制を構築し、在宅医療サービスと介護サービスを一体的に提供するため、平成30（2018）年度中に全市町において、在宅医療・介護連携推進事業が実施されます。

課 題

今後の在宅医療ニーズの増加に対応するため、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制を構築する必要があります。

- ・ 入院医療機関においては、在宅療養への円滑な移行を担う退院支援担当者を配置することが必要ですが、退院支援担当者を配置している病院は、平成26（2014）年では111か所（45.5%）です。
- ・ 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた在宅医療を提供できるよう基幹病院等とかかりつけ医、介護支援専門員等との連携体制づくりが必要です。
- ・ 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、特に「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」、「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」については、医療及び介護に係る専門的・技術的な対応や、二次保健医療圏単位等の広域的な連携が必要です。

目 標

在宅での看取りを希望する県民の意思を最大限に尊重できるよう、地域における支援機関（病院、診療所、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーション、行政、地域包括支援センター、介護施設、保健所等）が連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種が積極的な意見交換や情報共有を行い、退院支援から看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制の構築を目指します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
P	在宅看取り数	[H29] 3,557人	[H32] 4,047人	県健康福祉局調べ

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

施策の方向

1 退院支援から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の構築

- ・ 在宅医療の入り口である退院支援が確実に実施されるように担当者を配置し、退院時カンファレンスの実施体制を構築します。
- ・ かかりつけ医を中心として、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種連携による在宅医療提供体制を構築します。
- ・ 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた適切なサービスを提供するため、医療、介護従事者間の情報共有、連携の強化を進めます。
- ・ ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)などを活用して効率的な医療連携を促進します。退院調整、退院支援が円滑に行われるためのルールや連携ツールづくりのため、市町や関係機関と連携して取り組みます。

2 市町への支援及び関係機関との連携

- ・ 県は、市町が、在宅医療・介護連携推進事業の実施により、在宅医療と介護の連携が更に強化されるよう、事業の進捗状況を把握し、地域の課題を解決するための助言、対応策の検討、広域的な調整、在宅医療・介護に関するデータの提供等の必要な支援を積極的に行います。
- ・ 県は、かかりつけ医と在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の連携体制の構築や、後方病床確保等の体制整備に対する取組について、広域的に実施した方が効果的である場合は、圏域地対協などを通じて、市町や市郡地区医師会などと連携して取り組みます。
- ・ 県や二次保健医療圏単位で実施したほうが、効果的、効率的な医療介護連携の取組（人材育成、広域的な連携、普及啓発等）について、市町との役割分担を確認の上、県が、県地対協、圏域地対協、関係団体と連携しながら取り組みます。

2 訪問診療等の充実

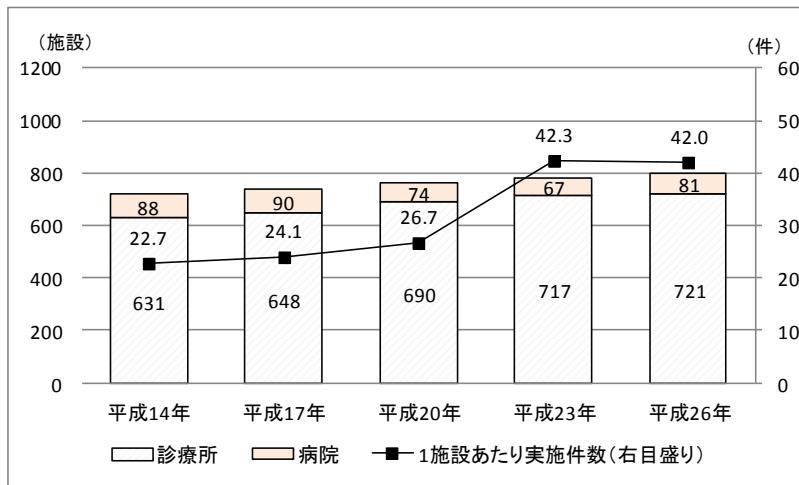
現 状

1 訪問診療等における在宅医療提供体制

平成26(2014)年では、病院や診療所の医師が患者の居宅等を計画的に訪れて行う「訪問診療」について、診療所は2,591か所のうち721か所(27.8%)、病院は、244か所のうち81か所(33.2%)となっています。

訪問診療を提供する医療機関は全体では増加しています。なお、1施設当たりの訪問診療実施件数(42.0件)は、近年横ばいです。

図表2-3-1 訪問診療の実施医療施設数・件数の推移

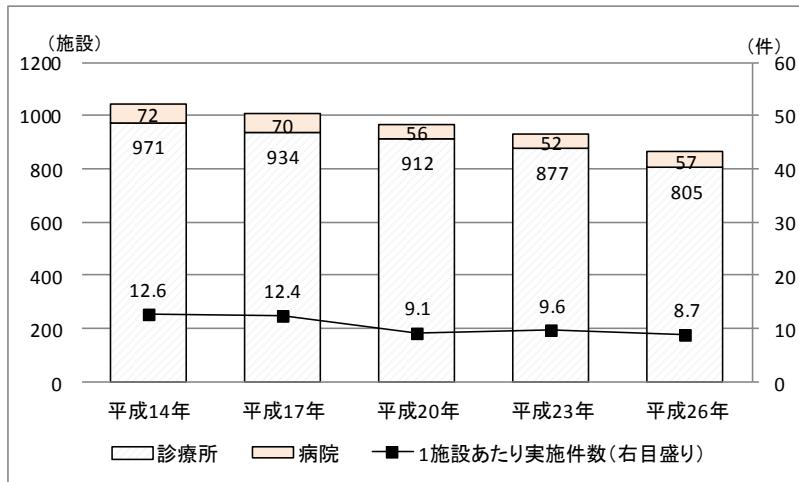


出典：厚生労働省「医療施設調査」

一方、急な症状等により患者や家族等の求めに応じて医師が居宅に出向くなど、「往診」を行っている医療機関については、平成26(2014)年では、診療所は、2,591か所のうち805か所(31.1%)、病院は、244か所のうち57か所(23.4%)となっています。

往診を行う医療機関は、病院、診療所ともに減少しており、1施設当たりの往診実施件数(8.7件)についても、減少傾向です。

図表2-3-2 往診の実施医療施設数・件数の推移



出典：厚生労働省「医療施設調査」

施策の方向

1 在宅医療、在宅看取りに取り組む医師の育成

県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師に対し、在宅医療推進医を指導者とする同行研修を引き続き実施するなど在宅医療に実際に取り組む医師の増加を図るための施策を推進します。

また、医師に対する緩和ケア研修を更に充実させます。

2 医療連携、医療・介護連携の推進

病院及び有床診療所等と無床診療所との連携を促進し、患者の病状が急変した場合や看取りが困難な場合への対応が可能な体制づくりを推進します。

常勤医師が1人の診療所等については、在宅医療を単独の医療機関だけで行うのではなく、複数の医療機関がグループとして在宅患者を担当する仕組みを普及させることにより、在宅医療を行う医師や医療施設の負担軽減を図り、24時間体制で対応できる診療体制の確保を図ります。

また、医療と介護の連携を図るため、地域ケア会議における医療関係者の参加を推進します。

課題

高齢化の進展に伴う訪問歯科診療件数の増加に対応する環境を整備するため、必要な技術を提供できる歯科医師・歯科衛生士の確保が必要です。

在宅歯科医療連携室では、在宅歯科医療機器の貸出件数や患者・家族等からの相談件数について、連携室ごとに差があるため、在宅歯科医療に係る啓発、歯科医療機関と医療・介護等との連携、相談窓口の周知を更に推進する必要があります。

目標

在宅歯科医療の充実を図り、地域包括ケア体制を強化します。

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	在宅療養支援歯科診療所数	[H28] 248 施設	[H32] 288 施設	中国四国厚生局施設基準届出受理状況

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

施策の方向

在宅歯科医療の広域的拠点である広島口腔保健センターを活用した歯科医師・歯科衛生士の養成研修や、地域の拠点となる在宅歯科医療連携室の効果的活用などにより、訪問歯科診療に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療機器の貸出や患者・家族等からの相談に対して適時対応することなどを通じ、在宅歯科医療や歯科医療機関と医療・介護等との連携を更に推進します。

課題

全ての県民が、生涯にわたっていきいきと暮らすためには、県内のどの地域に住んでいても、どのような疾病や障害があっても、在宅での療養生活を継続したい、あるいは在宅で最期を迎えるという本人や家族の希望に応じて、訪問看護が適切に利用できる体制が必要ですが、そのためには次のような課題があります。

1 訪問看護ステーションの地域偏在

本県の訪問看護ステーションは、都市部に多く、中山間地域に少ない傾向があります。訪問看護ステーションが空白、あるいは希薄な地域における訪問看護の提供体制を確保することが必要です。

2 訪問看護ステーションの安定的な経営

訪問看護を地域へ安定的に供給するためには、ステーションの経営を安定させることが必要であり、管理者のマネジメント力の向上が求められます。

3 訪問看護ステーションの高度な専門性

24時間の訪問や特別な管理が必要な利用者への看護にも、また、精神障害者や小児等の多様な利用者にも対応できる高度な専門性を持った訪問看護ステーションはまだ少なく、県内のどの地域でも安心して在宅での療養生活を継続するためには、これらのニーズに対応できる体制を整備することが求められます。

目標

区分	指標名	現状値	目標値	出典
S	訪問看護ステーション空白地域数	[H29] 12市町 32日常生活圏域	[H35] ○市町 ○日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む。	広島県介護保険施設・事業所指定状況 広島県訪問看護ステーション協議会による実態調査

S : ストラクチャー指標、P : プロセス指標、O : アウトカム指標

施策の方向

1 訪問看護ステーション空白地域における訪問看護体制の構築

県内全ての地域で、ニーズに応じて、在宅療養を支えることができる体制づくりを目指します。二次保健医療圏ごとの訪問看護連携窓口の活用により、空白地域へのサテライト設置や医療機関からの訪問看護、周辺地域からのカバーも含め、地域の実状に応じた訪問看護提供体制の構築を検討します。

2 訪問看護ステーションが経営的に安定し、訪問看護を継続して提供するための支援

中山間地域等のニーズが少ない地域でも、ニーズに応じ継続的に訪問看護を提供できるよう、高いマネジメント力を持った管理者の育成を図ります。

開設前の管理者に対する、経営面からのコンサルテーションの場の確保を検討します。

3 多様な利用者へ訪問看護を提供するための支援

小児疾患や難病、精神疾患、緩和ケア、看取り等にも対応できるよう、高度な専門性を持つ訪問看護師の育成に取り組みます。

特に研修等の機会が少ない小規模なステーションの看護職に対する、圏域ごとの医療技術修得研修の開催を支援します。

6 医療と介護の連携

現 状

市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等の取組を行っています。

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進する地域ケア会議において、医療と介護の連携を図っています。

課 題

医療と介護の連携の充実

在宅医療・介護連携推進事業において、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等に引き続き取り組み、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが必要です。

医療や介護関係者等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員が高齢者の自立を支援して高齢者本人の目標が達成できるよう、自立支援型ケアマネジメントを積極的に実践していくことが重要です。

施策の方向

医療と介護の連携の推進

県は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、先進地や県内市町の取組などの必要な情報を提供するとともに、市町に専門職等を派遣して必要な助言・支援します。

医療と介護関係者等の多職種が連携して高齢者の個別課題を解決するとともに、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」などにも結びつくよう、地域ケア会議の更なる充実に向け、市町に対して助言・支援します。また、介護支援専門員が自立支援型ケアマネジメントを積極的に実践していくよう、研修等を実施します。

平成30（2018）年度診療報酬及び介護報酬の同時改定において、在宅医療及び看取りの推進が図られたことから、医療と介護関係者の連携を促進します。

7 在宅医療に関する情報提供の推進

現 状

市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、地域の医療機関及び介護事業所等の住所・機能等を把握し、リスト又はマップを作成・活用する取組を行っています。

更に、市町では、同事業で在宅医療・介護連携の理解を促進するため、地域住民等に対する普及啓発を実施しています。

課 題

在宅医療に対する理解不足

県民への在宅医療に関する情報提供を推進するとともに、在宅医療の理解促進などが必要です。医療・介護関係者についても、在宅医療の理解を一層促進する必要があります。

施策の方向

在宅医療に対する理解促進

在宅で受けられる医療の現状やかかりつけ医の重要性、在宅での看取り等に関する情報、在宅医療に従事する職種の機能や役割等を広く県民、医療・介護関係者に紹介し、在宅医療に対する理解促進や不安軽減に努めます。

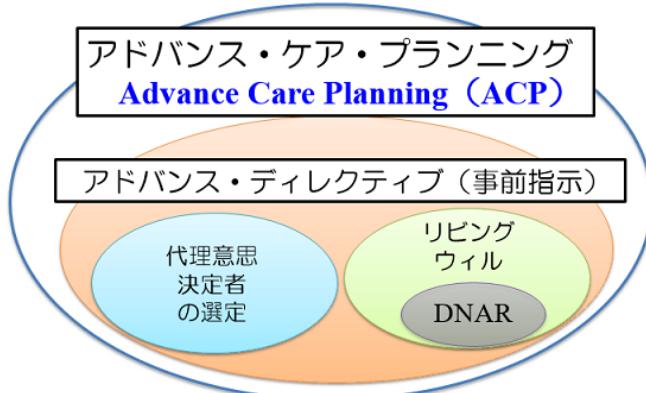
県は、医療機関等の医療機能を明確にし、名称等を県ホームページで公表します。また、当該医療機関のリストなどを活用して、在宅医療に係る連携体制を推進するとともに、県民や専門職、関係機関に対して在宅医療に関する啓発・情報提供を行います。

8 人生の最終段階における自己決定

現 状

人生の最終段階における医療について、医療関係者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が家族や医療関係者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが重要であるため、県地対協では、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発に取り組んでいます。

図表2-3-9 意思決定に関する枠組み



（出典：阿部泰之 「コミュニケーションと意思決定支援」 資料より、あさひかわ緩和ケア講座）

アドバンス・ディレクティブ (AD)	直訳すると「事前の指示」。将来、自らが判断能力を失った際に自分に行われる医療行為に対する意向を前もって行う意思表示。
リビング・ウィル (LW)	直訳すると「生前の意思」。将来、病気や事故などで、意識が不明瞭になった場合や、判断能力の回復が見込めなくなった時に受ける医療行為について、事前に、医療者や家族へ文書化して知らせる指示書。
DNAR (Do Not Attempt Resuscitation)	直訳すると「蘇生を試みないこと」。患者本人又は患者の利益に関わる代理者の意思決定を受けて心肺蘇生法を行わないこと。ただし、インフォームド・コンセント（説明に基づく理解と同意）と患者の社会的な医療拒否権の保障が前提となる。

特別養護老人ホームなどの高齢者施設では、医療ニーズの高い入所者への対応を行っており、入所者やその家族からの希望があれば、施設内での看取りを行う方針の施設も多数あります。

課 題

1 ACPの普及

ACPの手引き、私の心づもり、啓発用DVDを作成し、普及啓発に取り組んでいますが、行政や医師、医療・介護関係者、県民に対して更なる普及促進が必要です。

2 高齢者施設での看取り

看取りを行っている高齢者施設では、医師の理解や協力、介護職員と看護職員など多職種の連携という点で課題を抱えている施設もあります。

